

# 勝浦市行政改革大綱

2005

平成17年12月

勝 浦 市

## はじめに

近年、地方分権の推進や、三位一体の改革など、我が国をめぐる構造改革の状況や少子高齢化の急速な進展など社会経済情勢や環境問題、価値観など予想を超える急激な変化により時代は大きな変革期を迎えています。

一方では、市民ニーズや地域の課題は、多様化、複雑化しております。

この難局を乗り越え、市民主権のまちづくりを推進していくために地方公共団体は、自己決定、自己責任、自己統治の原則で、住民と共に自主性、自立性が求められており、地域の力、個性豊かな創造性の発揮がこれからの時代を乗り切っていくため必要不可欠であります。

とりわけ、市民に最も近い行政主体である本市におきましては、これまでのように国の施策を実行する事業主体であることに甘んずることなく、これからは資質と能力を高め、何をなすべきかを自ら企画していく政策主体としての変革が求められています。

今までも、事務事業の見直し等については、総点検を実施し無駄のない最少の経費で最大の効果を挙げられるよう取り組んで参りました。また、公共サービスを行政が全て担い供給するこれまでのあり方は、非効率的でもあり、市民と地域と市は、「自助・共助・公助」を基調に、協働によるまちづくりを推進していくことが必要であります。

今後、本大綱に基づき、実効ある改革とするため、実施段階において数値目標を設定し、継続的な改善、見直しを不断に行って参ります。

そして、今回の行政改革の推進にあたっては、主権者である市民こそが市行政の主役であり、「市民こそ主人公」を基本姿勢として、情熱と誇りをもって改革と見直しに真剣に取り組んで参ります。

これからも、勝浦市の発展と市民の幸せの実現のために、鋭意努力して参る所存でありますので、市民の皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げます。

平成17年12月

勝浦市長 藤 平 輝 夫

## 目 次

<b>第 1 行政改革の基本的な考え方</b> .....	1
1 これまでの取り組み .....	1
2 行政改革の必要性 .....	2
3 行政改革を進める視点 .....	2
( 1 ) 公正で透明な行政運営 .....	2
( 2 ) 効率的な行政運営と市民参加の行政 .....	3
( 3 ) 行政ニーズに対応した組織・機構の見直し .....	3
( 4 ) 定員管理・給与の適正化と職員の意識改革 .....	3
( 5 ) 健全な財政運営の確立 .....	4
<b>第 2 行政改革の推進項目</b> .....	4
1 集中改革プランの作成及び公表 .....	4
2 効率的な行政運営と市民参加の行政 .....	4
( 1 ) 事務事業の見直し .....	4
( 2 ) 民間委託の推進（指定管理者制度の活用） .....	5
( 3 ) 地域協働の推進と公正で透明な行政運営 .....	6
3 行政ニーズに対応した組織・機構の見直し .....	6
( 1 ) 組織改編 .....	6
( 2 ) 公営企業の経営健全化 .....	6
( 3 ) 外郭団体の経営健全化 .....	7
4 定員管理・給与の適正化と職員の意識改革 .....	7
( 1 ) 定員管理等の適正化 .....	7
( 2 ) 給与・手当等の適正化 .....	7
( 3 ) 定員・給与等の状況の公表 .....	7

( 4 ) 福利厚生事業の見直し・公表	8
( 5 ) 職員の意識改革・人材育成の推進	8
<b>5 健全な財政運営の確立</b>	<b>8</b>
( 1 ) 経費の節減合理化等	8
( 2 ) 補助金等の整理統合化	9
<b>第 3 今後の取り組み方針</b>	<b>10</b>
<b>勝浦市行政改革実施計画</b>	<b>11</b>

# 勝浦市行政改革大綱 2005

## 第1 行政改革の基本的な考え方

### 1. これまでの取り組み

本市においては、社会経済情勢の変化に即応した簡素で効率的な行政運営の確立に向け、中・長期的展望に立った行政改革を実施するため、勝浦市行政改革推進本部を設置するとともに、市民代表からなる民間有識者の意見を活かすべく勝浦市行政改革懇談会を設置し、昭和61年10月に「勝浦市行政改革大綱」を策定して以来、継続的かつ積極的に行政運営の推進に努め行政改革に取り組んできた。

その後、勝浦市行政改革懇談会の意見書を踏まえ、平成9年3月に「勝浦市新行政改革大綱」を策定するとともに、その具体的方策である行政改革推進実施計画を策定し、経費の削減、組織や機構の見直し、職員の定数管理の面で一定の成果を挙げ、行政改革を推進してきた。

しかしながら、バブル経済崩壊後、景気が低迷する中、市債の活用、基金の取崩し等により財政面で収支の均衡を図ってきたが、依然として市債残高が増加するなど極めて厳しい財政状況が続いた。このため、平成15年3月には、新たな環境変化に対応するため、また、市民ニーズの高度化・多様化に適切に対処し、地方分権時代にふさわしいまちづくりを目指し、勝浦市行政改革推進懇話会の意見を踏まえ「勝浦市新行政改革大綱」の見直しを行い、更なる行政改革への取り組みを推進してきた。

この間、地方分権の進展や少子高齢化をはじめとする、高度化、多様化する行政ニーズへの対応、さらには、国と地方財政の三位一体の改革への対応等、地方分権時代に果たすべき行政の役割はより重要なものとなってきている。

また、景気動向も未だ先行きが不透明であり、長引く経済不況を背景とした市税収入等の歳入が伸び悩む中、本市の財政状況は一層深刻なものとなっている。

このような状況の中、多岐にわたる行政ニーズに即応しつつ、行財政の総点検を行い、将来に耐えうる行政改革を行うための指針として、「勝浦市行政改革大綱2005」を策定する。

## 2．行政改革の必要性

分権型社会システムへの転換が求められる今日、新たな行政課題として人口減少時代の到来、市民ニーズの高度化・多様化など社会情勢の変化に一層適切に対応する施策を総合的かつ効率的に展開することが求められている。

地方自治体は、長引く不況による税収入の落ち込み等により、厳しい財政状況が見込まれることに加え、国の三位一体改革が推進されるなど、財源構成が大きく変わる中で、様々な行政需要に対応していくためには、既存の事務事業を抜本的に見直していかなければならない。限られた財源の中で真に必要なサービスを重点的に選択することもやむを得ないものとなってきている。

それには、どの分野が公共性のある分野であるか、また、民間で対応可能な領域については民間に委ね、行政が担っていかなければならない領域については、行政が積極的に担っていくように、「公と民の役割分担」を再構築していかなければならない。

今後、様々な場面で地域と行政がそれぞれの役割を見直した上での連携や協働は、行政運営の効率性、有効性の観点から重要である。

今回の改革は、市の行政責任を果たすための行政基盤を確立するために、最少の経費で最大の効果を上げるという自治体運営の基本原則に立ち返り、歳出削減の努力や事務改善の積み上げに留まらず、更なる行政改革を今後の5年間を目途に推進するものとする。

## 3．行政改革を進める視点

行財政を総合的かつ計画的に運営していくために、次の視点に立って改革に取り組むものとする。

### (1) 公正で透明な行政運営

市民との信頼関係を構築するためには、市政の透明性を高め、市の説明責任を果たす必要がある。そのため、法令に遵守した公平・公正な行政を推進するほか、積極的な情報の公開に努め、透明な行政を確保し、市民に信頼される行政を実現する。

行政改革の取り組みの内容については、平成17年3月29日付けで総務省より示された「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」に基づき、平成17年度から平成22年度までの数値目標を具体的かつ住民に分かりやすい指標を用い、広報紙やホームページ等により公表する。

## ( 2 ) 効率的な行政運営と市民参加の行政

急速に進展する少子高齢化、人口減少社会への移行、環境問題や高度情報化社会など、市民ニーズの多様化・高度化に柔軟かつ弾力的に対応し、効率的な行政運営と効果的な市民サービスの提供に努める。

また、市民は主権者であり行政サービスの受け手であることはもとより、近年は地域の課題にきめ細かく対応する公共サービスの担い手としても積極的に関わっている。

このため、市民の目線から見てより開かれた分かりやすい市政を目指し、市民とともに市政をつくり上げていくことが大切である。

## ( 3 ) 行政ニーズに対応した組織・機構の見直し

地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限が増大し、行政の自主性が拡大することを踏まえ、組織や事務の一層の簡素化を図る一方、地域の実情に応じた創意工夫の下に、より自主的な政策形成と効率的な行政サービスを実施できる体制の確立に努める。

また、業務の整理による他部署への事務の移管、事務が重複している組織の整理や組織相互の応援体制の整備、業務の集中処理などにより効率的な組織づくりを行うとともに、行政運営上の新たな課題など行政を取り巻く環境の変化に柔軟、的確、迅速に対応できる組織の見直しを図る。

## ( 4 ) 定員管理・給与の適正化と職員の意識改革

定員管理は人員の見直しと大きな関わりをもつものであり、行政サービスの低下を来さないことを前提として、業務量に応じた人員配置や民間委託の推進、組織・機構の見直しを図る中、適正な定員管理を行うものとする。

行政改革は、行政運営に関わる全ての職員が自らの問題として取り組むことが望まれるため、職員の意欲を高め、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で市民サービスや施策が実施できるよう、職員の意識改革を図る。

職員も、これまでの前例、慣行等の古い体質から脱却し、公務員としての使命感、知識、能力、態度以外に、成果重視、コスト意識の経営感覚を身につけ、市民と共に挑戦することが必要である。

## ( 5 ) 健全な財政運営の確立

長引く景気の低迷等により市税収入等が伸び悩む中、国の構造改革の柱である「三位一体の改革」の影響や、さらには千葉県の財政再建に向けた県補助金の削減等を考慮し、今後慎重にこれらを見極めながら、財政構造の硬直化を避けるため努力する。

## 第 2 行政改革の推進項目

### 1 . 集中改革プランの作成及び公表

平成 17 年 3 月 29 日付けで総務省より示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき平成 22 年 4 月 1 日における数値目標を平成 17 年度中に公表するため、可能な限り目標の数値化や具体的かつ市民に分かりやすい指標を用い、下記事項について取り組む。

- ( 1 ) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ( 2 ) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）
- ( 3 ) 定員管理の適正化
- ( 4 ) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）
- ( 5 ) 経費節減等の財政効果
- ( 6 ) その他

### 2 . 効率的な行政運営と市民参加の行政

#### ( 1 ) 事務事業の見直し

##### ア 事務事業の再編整理

事務事業は、必要性、重要性、妥当性、効果性、効率性、迅速性等の観点から無理と無駄の総点検を図り、市民サービスの維持及び向上につながるよう事務事業を見直し、行財政のより一層の簡素効率化に努める。

##### イ 電子自治体の推進

情報セキュリティの確保に留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証システム、住民基本台帳ネットワ

ークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワークシステム（L G W A N）などの利活用等に積極的に取り組む。

## ウ 広域行政の推進

住民の日常生活圏が、交通網の整備やライフスタイルの変化により、行政区域を越えますます拡大されている。このような中で、市民の利便性と福祉の向上のため、関係自治体との協議連携のもと、さまざまな課題に対して広域的な取り組みを進めることが求められる。

本市では、これまで周辺自治体と連携しながら、夷隅郡市広域市町村圏事務組合をはじめとする一部事務組合により、広域消防、共同研修、介護認定審査会など各種事務の広域処理に取り組んできた。今後もさまざまな分野における広域的な課題に対応するため、関係市町との協議、連携を進めながら効果的な広域行政のあり方について研究していく必要がある。

## エ 市町村合併についての調査・研究

市町村合併について、国、県、近隣市町の動向を十分注視しながら、引き続き調査、研究を進める。

## （２）民間委託の推進（指定管理者制度の活用）

### ア 民間委託の推進

委託可能な事務事業について総点検し、民間委託等の実施時期等を示した具体的な指針を策定する。また、委託の実施に当たっては透明性の確保、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、サービスの質や量の維持といった行政のサービス供給責任を確保しつつ適正な管理監督のもとに、民間委託の推進を図る。

### イ 指定管理者制度の活用

地方自治法の改正に伴い平成18年4月から（一部平成17年10月から）導入する指定管理者制度について、導入後の状況についての検証及び経費節減と市民サービス向上の観点から現在直営で管理している施設を含め、すべての公の施設について本制度の導入を検討し、その活用を図る。

### ウ P F I 手法の活用

P F I 事業者及び金融機関等と事業のリスク分担等に留意しながら P F I 事業の導入及び活用について検討する。

### ( 3 ) 地域協働の推進と公正で透明な行政運営

#### ア 地域協働の推進

市民ニーズの高度化・多様化に適切に対応し、豊かで活力ある地域社会を築いていくためには、これまでのように行政が全ての公共サービスを提供するという考えを見直し、市民と行政が一層の連携を図り互いの英知と努力を結集していく必要がある。

そこで、市民の力を引き出し、市民と行政の協働により市民満足度の高いまちづくりを目指す。

#### イ 公正で透明な行政運営

協働社会にふさわしい自治を進めていくためには、市民と必要かつ正しい情報を共有し、より公正で透明な市政を運営する。

## 3 . 行政ニーズに対応した組織・機構の見直し

組織を点検し、見直す場合には極力スリム化を図ることとし、新たな行政課題等への対応についてはスクラップ・アンド・ビルドを基本として、組織の肥大化を抑制する。また、住民ニーズへの迅速な対応やスピーディーな意思決定、対応についても考慮する。

### ( 1 ) 組織改編

厳しい財政状況の中、権限移譲や高度化した行政ニーズに的確に対応することができる簡素で合理的、かつ市民に分かりやすい組織・機構づくりを推進していく必要がある。

そのためには、常に業務等の点検を行い、市民の視点に立った組織・機構のあり方について検討し、見直しに努める。

### ( 2 ) 公営企業の経営健全化

独立採算を原則とし、民間委託の推進などにより歳出の削減について検討する。

#### ア 民間委託の推進

民間委託可能な業務については、民間委託を推進し、歳出の削減に努める。

#### イ 経営健全化への取組

組織・機構の見直し、給与や定員管理の適正化により経営健全化を図る。

また、市長部局と企業部局の人事交流を積極的に進める。

指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進する。また、計画性、透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、実績評価の実施、積極的な情報開示に努める。

### (3) 外郭団体の経営健全化

外郭団体については、その設立目的、業務内容、活動の実態、運営状況等を十分検討するとともに、役職員数及び給与、その他の給付などについて見直し、業務執行の効率化と経費の節減化等に取り組む。また、市が関与する外郭団体のうち、社会福祉協議会、シルバー人材センター、観光協会等について、自立的経営を推進するとともに、市との役割分担や補助、事業委託のあり方を見直し、補助金の適正な執行について監理する。

## 4. 定員管理・給与の適正化と職員の意識改革

### (1) 定員管理等の適正化

行政課題や事務事業を着実かつ効果的に推進できる適切な定員を配置するものとするが、民間委託の推進、業務の効率化、臨時職員の活用などにより極力、退職者の補充を見合わせるなど、職員数の削減を図り、積極的・計画的に組織の合理化及び定員管理の適正化に努める。

また、定員適正化計画等における数値目標を公表し、実行する。

### (2) 給与・手当等の適正化

今までも、職員数の削減や手当等の見直しなど、人件費の抑制に努めてきたところであるが、今後も適正な給料、報酬、特殊勤務手当等の適正化について検討する必要がある。

地方公務員制度全般にわたり、その業務の性格や内容を踏まえ、市民の納得と支持が得られるよう給与制度、運用、水準の適正化を推進する。

### (3) 定員・給与等の状況の公表

厳しい財政状況の中で市民サービスの見直しを進めているが、今まで以上に職員に対する市民の評価が厳しくなっている。特に職員数や職員給与については市民の関心が高く、市民の理解を得ることが必要であり、定員・給与等の状況を広

報等を通じて広く市民に情報提供して、透明性の向上を図る。

#### (4) 福利厚生事業の見直し・公表

現在、行政を取り巻く環境や市民意識の変化に伴い、IT化や少数精鋭の体制の進行に伴う業務の高度化など新たな仕事の形態に対し、職員がその能力を十分に発揮し、コストに見合った働きをしていくためには、心身ともベストコンディションでなくてはならない。常に健康で人間としての幅の広がりのある状態で仕事に臨めるよう、時間外勤務の縮減や休暇取得率の向上、福利厚生事業内容の再検討を行うなど、なお一層の取り組みを図る。

また、人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表する。

#### (5) 職員の意識改革・人材育成の推進

効率的な行政運営を推進するためには、職員が自らの業務に精通していることは勿論のこと、一人一人が資質の向上に努め、企画立案能力や政策形成能力を向上させていかなければならない。そのためには、「研修に関する基本方針」に基づき職員の能力開発や資質の向上を目的とした各種研修を実施するとともに、時代の変化に的確に対応できる幅広い人材の育成に努めるものとする。

また、職員の意欲向上を図るための制度を検討し、人材の有効活用を図りつつ、業務を遂行するものとする。

人材育成の推進については、「勝浦市人材育成基本方針」を踏まえ、人材育成の観点に立った人事管理を行う。

市民に対して的確な施策を提言するためには、職員の意識改革が不可欠であるため、既存の取り組みに捕らわれない柔軟な発想と問題意識のもと、状況の変化に敏感に反応し、自ら情報収集に努め、施策の方向性や実施方法を考えられる職員の育成が求められる。また、人的資源である職員の能力を最大限に引き出し、より一層の資質の向上を図ることが必要である。

## 5. 健全な財政運営の確立

### (1) 経費の節減合理化等

安定した財政基盤を確立するためには、歳入・歳出の均衡を図るとともに、景

気の動向に左右されない柔軟性のある財政構造への転換を進める必要がある。施策・事務事業の見直しやコスト意識の徹底を図り、歳入の確保や歳出の削減に努めるとともに、事務事業の改善や経営の効率化など財政の構造改革に取り組む。

また、今後も厳しい財政状況が予想されることから、市債の抑制、歳入の確保、歳出の削減、財政運営手法の改革等を図り、財政運営の適正化に努める。

#### ア 自主財源の確保による財政基盤の安定化

市税、国民健康保険税等について、市民負担の公平性の観点からも収納率の向上や滞納整理の効果的推進を図る。

#### イ 経費の節減合理化等、財政の健全化

自らの財政状況を分析した上で、事務事業の見直しを行うことにより歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化計画を策定し、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努める。

#### ウ 公共工事

公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとする更なる適正化に取り組み、競争性の確保、コスト縮減を図る。

#### エ 財政状況の市民への開示

市民に分かり易く予算、決算概要等を公表し、市民と情報の共有化を図る。

### (2) 補助金等の整理統合化

補助金、負担金についても公益性、必要性、緊急性、公平性、効果等の視点から見直しを図り、補助金を交付することによって当該団体や特定の地域のみが恩恵を受けるのではなく、公益性が保たれることが必要であり、その団体等の補助対象活動によって市民等が均等に恩恵を受けることを目指している。

また、事務事業と同様に一律削減することなく、市民ニーズへの対応や施策的に必要なものは新設及び拡充するなど、今後も継続した見直しにより補助金、負担金の適正な執行に努める。

#### ア 補助金等の整理合理化

行政として対応すべき必要性、費用対効果、費用負担のあり方等について検討し、整理合理化に努める。

#### イ 使用料・手数料の適正化

公共施設を利用する際、特定の受益者（利用者）が受ける行政サービスに対

する対価である使用料・手数料については、施設の維持管理費などの運営費を勘案したうえで、受益に応じた負担を求めることが、公平性を確保するうえで重要なため、使用料・手数料の受益と負担のあり方については、適正な範囲において応分の負担を求める必要がある。

### 第3 今後の取り組み方針

「勝浦市行政改革大綱2005」は、本市における行政改革の基本的な考え方及び方向性を示すものである。

今後は、本大綱やこれに基づき策定する「勝浦市行政改革実施計画」により、可能な限り具体的な数値による目標を定めるとともに、計画的に行政改革を進めていくこととなるが、その進捗状況については、適宜市民に対し公表することとする。

行政改革を推進するためには、市民・行政が一体となって、各々の役割を認識し協調して取り組んでいくとともに、本大綱に盛り込まれた諸課題の実現のみに留まらず、時代の動向等を踏まえ、行財政運営全般について絶えず新たな視点に立って見直しを進めていくものとする。